

議案第 4 4 号

羽生市公共下水道条例の一部を改正する条例

羽生市公共下水道条例（昭和 5 8 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（用語の定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（１）～（１８） （略）</p> <p>（１９） 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね <u>2 か月</u>の期間をいい、その始期及び終期は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>（排水設備の接続方法及び内径等）</p> <p>第 3 条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行うときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>（１） 市の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道の取付管<u>その他の</u>排水施設（法第 1 1 条第 1 項の規定により又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条及び次条にお</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞれ</u>当該各号に定めるところによる。</p> <p>（１）～（１８） （略）</p> <p>（１９） 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね <u>2 月</u>の期間をいい、その始期及び終期は<u>規則</u>で定める。</p> <p>（排水設備の接続方法及び内径等）</p> <p>第 3 条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行うときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>（１） 市の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道の取付管、<u>その他</u>の排水施設（法第 1 1 条第 1 項の規定により又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条及び次条</p>

いて「取付管等」という。)に固着させること。

(2)～(5) (略)

(工事指定店の指定の申請)

第6条の2 (略)

2 次条第1項の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる事項を記載して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(6) (略)

4 次条第3項の指定の更新の申請に関し必要な事項は、規則で定める。

(責任技術者)

第6条の4 (略)

2 (略)

3 責任技術者は、他の工事指定店の責任技術者を兼ねることができない。

(責任技術者の登録の申請)

第6条の6 (略)

2 前条第3項の登録の更新の申請に関し必要な事項は、規則で定める。

(責任技術者証)

第6条の8 (略)

2・3 (略)

4 前3項に規定するもののほか、責任技術者証の書換え交付又は再交付に関し必要な事項は、規則で定める。

(責任技術者変更の届出等)

第6条の9 責任技術者は、住所、氏

において「取付管等」という。)に固着させること。

(2)～(5) (略)

(工事指定店の指定の申請)

第6条の2 (略)

2 次条第1項の指定を受けようとする者は、羽生市排水設備工事指定店規則(平成13年規則第24号。以下「工事指定店規則」という。)で定める申請書に次に掲げる事項を記載して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

3 前項の申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(6) (略)

4 次条第3項の指定の更新の申請に関し、必要な事項は工事指定店規則で定める。

(責任技術者)

第6条の4 (略)

2 (略)

3 責任技術者は他の工事指定店の責任技術者を兼ねることができない。

(責任技術者の登録の申請)

第6条の6 (略)

2 前条第3項の登録の更新の申請に関し、必要な事項は工事指定店規則で定める。

(責任技術者証)

第6条の8 (略)

2・3 (略)

4 前3項に規定するもののほか、責任技術者証の書換え交付、再交付に関し必要な事項は、工事指定店規則で定める。

(責任技術者変更の届出等)

第6条の9 責任技術者は住所又は氏

名その他規則で定める事項に変更があったとき又は責任技術者としての職務を休止し、若しくは廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(工事指定店指定証)

第6条の10 市長は、工事指定店として指定を行った排水設備工事の事業を行う者に対し、規則で定める排水設備工事指定店指定証(以下「工事指定店証」という。)を交付する。

2・3 (略)

4 前3項に規定するもののほか、工事指定店証の再交付に関し必要な事項は、規則で定める。

(工事指定店変更の届出等)

第6条の12 工事指定店は、営業所の名称若しくは所在地その他規則で定める事項に変更があったとき又は排水設備の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(使用開始等の届出)

第12条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、若しくは現に休止しているその使用を再開しようとするとき又は使用者に変更があったときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(使用料の徴収)

第14条 (略)

2 前項の使用料は、隔月に納入通知書により徴収する。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限

名その他工事指定店規則で定める事項に変更があったとき、又は責任技術者としての職務を休止又は廃止したときは工事指定店規則に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(工事指定店指定証)

第6条の10 市長は、工事指定店として指定を行った排水設備工事の事業を行う者に対し、工事指定店規則に定める排水設備工事指定店指定証(以下「工事指定店証」という。)を交付する。

2・3 (略)

4 前3項に規定するもののほか、工事指定店証の再交付に関し必要な事項は、工事指定店規則で定める。

(工事指定店変更の届出等)

第6条の12 工事指定店は、営業所の名称及び所在地その他工事指定店規則で定める事項に変更があったとき、又は排水設備の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、工事指定店規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(使用開始等の届出)

第12条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするとき、並びに使用者に変更があった時は、当該使用者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(使用料の徴収)

第14条 (略)

2 前項の使用料は、隔月に納入通知書により徴収する。ただし、市長が必要があると認めるときはこの限り

りでない。

3 (略)

(使用料の算定方法)

第15条 使用料の額は、使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表3の区分による基本使用料と超過使用料の合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により算出された消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により算出された地方消費税の額を合算した額とする。この場合において、10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 (略)

3 使用月の中途において、使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止したときの使用料の算定は、次に定めるところによる。

(1) 使用日数が1か月以下の場合は、1か月分として計算する。ただし、使用日数が16日未満で、かつ、汚水量が基本水量の4分の1以下の場合は、基本使用料の4分の1とする。

(2) 使用日数が1か月を超え2か月以下の場合は、2か月分として計算する。ただし、使用日数が1か月を超え1か月と16日未満で、かつ、汚水量が基本水量の4分の3以下の場合は、基本使用料の4分の3とする。

(行為の許可)

第18条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同

でない。

3 (略)

(使用料の算定方法)

第15条 使用料の額は、使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表3の区分による基本使用料と超過使用料の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

2 (略)

3 使用月の中途において、使用者が公共下水道の使用を開始・休止、若しくは廃止したときの使用料の算定は、次の各号の定めるところによる。

(1) 使用日数が1月以下の場合は、1月分として計算する。ただし、使用日数が16日未満で、かつ汚水量が基本水量の4分の1以下の場合は、基本使用料の4分の1とする。

(2) 使用日数が1月を超え2月以下の場合は、2月分として計算する。ただし、使用日数が1月を超え1月と16日未満で、かつ汚水量が基本水量の4分の3以下の場合は、基本使用料の4分の3とする。

(行為の許可)

第18条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするとき

様とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の申請書の様式は、規則で定める。

(占用)

第20条 (略)

2 市は、前項の占用の許可を受けた者から、羽生市道路占用料徴収条例(昭和32年条例第1号)を準用する占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。

(1)～(4) (略)

3 占用の期間は、1年以内とする。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表3 (第15条関係)

基本使用料 (2 か月につき)			超過使用料 (2 か月につき)	
用途	汚水 排除 量	料金	汚水排 除量	料 金 (1立 方メー トル当 たり)
一 般 汚 水 ・ 公 衆 浴 場 汚 水	(略)	(略)	(略)	(略)

も同様とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の申請書の様式は規則で定める。

(占用)

第20条 (略)

2 市は、前項の占用の許可を受けた者から、羽生市道路占用料徴収条例(昭和32年条例第1号)を準用する占用料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占用物件についてはこの限りでない。

(1)～(4) (略)

3 占用の期間は1年以内とする。

(規則への委任)

第24条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

別表3 (第15条関係)

基本使用料 (2 か月につき)			超過使用料	
用途	汚水 排除 量	料金	汚水排 除量	料 金 (1立 方メー トル当 たり)
一 般 汚 水 ・ 公 衆 浴 場 汚 水	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年 6 月 2 1 日 提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明